

石川県公報

令和6年3月14日（木曜日）

号 外

（第 15 号）

目 次

公 告
○予算の要領の公表

（財 政 課） 1

公 告

予 算 の 要 領 の 公 表

令和6年第1回石川県議会定例会において議決された予算の要領は、次のとおりである。

令和6年3月14日

石川県知事 馳 浩

令和6年度石川県一般会計予算

令和6年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,110,131,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は150,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する

ことができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		157,100,000 ^{千円}
	1 県 民 税	44,530,900
	2 事 業 税	40,650,000
	3 地 方 消 費 税	38,600,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,800,000
	5 県 た ば こ 税	1,280,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	450,000
	7 軽 油 引 取 税	9,730,000
	8 自 動 車 税	18,280,000
	9 鉱 区 税	100
	10 狩 猟 税	9,000
11 核 燃 料 税	770,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		57,200,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	57,200,000
3 地 方 譲 与 税		22,450,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,400,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,720,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	60,000

	4 自動車重量譲与税	200,000
	5 森林環境譲与税	60,000
	6 航空機燃料譲与税	10,000
4 地方特例交付金		3,550,000
	1 地方特例交付金	3,550,000
5 地方交付税		154,295,000
	1 地方交付税	154,295,000
6 交通安全対策特別交付金		190,000
	1 交通安全対策特別交付金	190,000
7 分担金及び負担金		2,239,844
	1 分担金	176,927
	2 負担金	2,062,917
8 使用料及び手数料		7,161,180
	1 使用料	5,463,035
	2 手数料	1,698,145
9 国庫支出金		441,727,252
	1 国庫負担金	390,234,008
	2 国庫補助金	50,357,481
	3 国庫委託金	1,135,763
10 財産収入		533,637
	1 財産運用収入	224,460
	2 財産売払収入	309,177
11 寄附金		373,100

	1 寄 附 金	373,100
12 繰 入 金		14,072,430
	1 特 別 会 計 繰 入 金	59,984
	2 基 金 繰 入 金	14,012,446
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		61,170,556
	1 延滞金、加算金及び過料等	195,390
	2 県 預 金 利 子	390
	3 貸 付 金 元 利 収 入	45,048,755
	4 受 託 事 業 収 入	5,254,548
	5 収 益 事 業 収 入	3,800,000
	6 雑 入	6,871,473
15 県 債		188,068,000
	1 県 債	188,068,000
歳 入 合 計		1,110,131,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,144,791
	1 議 会 費	1,144,791
2 総 務 費		96,836,614
	1 総 務 管 理 費	13,993,063
	2 徴 税 費	76,705,297

	3 市 町 村 振 興 費	1,168,468
	4 選 挙 費	12,674
	5 防 災 救 助 費	4,679,089
	6 人 事 委 員 会 費	100,045
	7 監 査 委 員 費	177,978
3 復 旧 ・ 復 興 費		179,505,109
	1 復 旧 ・ 復 興 費	179,505,109
4 企 画 振 興 費		5,956,511
	1 企 画 振 興 費	5,956,511
5 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 費		12,444,189
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,152,881
	2 観 光 費	7,291,308
6 健 康 福 祉 費		92,605,050
	1 高 齢 者 福 祉 費	36,894,131
	2 子 育 て 福 祉 費	17,385,120
	3 障 害 福 祉 費	12,833,853
	4 地 域 福 祉 費	13,472,886
	5 健 康 推 進 費	5,730,506
	6 生 活 衛 生 費	304,697
	7 医 薬 看 護 費	5,983,857
7 生 活 環 境 費		4,916,383
	1 環 境 費	4,018,947
	2 県 民 生 活 費	897,436

8 商 工 労 働 費		38,418,408
	1 商 工 費	36,802,934
	2 労 働 費	1,530,476
	3 労 働 委 員 会 費	84,998
9 農 林 水 産 業 費		32,618,931
	1 農 業 費	17,577,417
	2 畜 産 業 費	956,207
	3 農 地 費	6,901,348
	4 林 業 費	5,188,622
	5 水 産 業 費	1,995,337
10 土 木 費		47,585,030
	1 土 木 管 理 費	650,165
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,228,804
	3 河 川 海 岸 費	8,478,565
	4 港 湾 費	2,676,649
	5 都 市 計 画 費	6,009,310
	6 建 築 住 宅 費	1,541,537
11 警 察 費		24,721,384
	1 警 察 管 理 費	23,288,947
	2 警 察 活 動 費	1,432,437
12 教 育 費		104,069,294
	1 教 育 総 務 費	13,501,714
	2 小 中 学 校 費	52,888,797

	3 高等学 校 費	22,137,505
	4 特 別 支 援 学 校 費	14,396,713
	5 社 会 教 育 費	918,010
	6 保 健 体 育 費	226,555
13 災 害 復 旧 費		388,079,213
	1 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	3,994,676
	2 健 康 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	4,843,000
	3 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	42,289,812
	4 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	336,859,803
	5 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	91,922
14 公 債 費		81,030,093
	1 公 債 費	81,030,093
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		1,110,131,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
石川県社会福祉事業振興資金貸付事業についての石川県社会福祉協議会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和17年度	1,167,560 <small>千円</small>
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和23年度	556,000
経営安定支援融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和18年度	301,000
ニッチトップ企業等育成支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和23年度	64,000
令和6年度離職者等高度人材養成推進事業費	令 和 7 年 度 令 和 8 年 度	195,280

石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令和6年度 令和6年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける1,337,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
令和6年度道路建設費	自 至 令和7年度 令和9年度	9,070,000
令和6年度道路整備費	令 和 7 年 度	1,300,000
令和6年度河川改良費	令 和 7 年 度 令 和 8 年 度	1,450,000
令和6年度河川総合開発事業費	自 至 令和7年度 令和9年度	980,000
令和6年度海岸保全費	令 和 7 年 度	170,000
令和6年度港湾改良費	令 和 7 年 度	210,000
令和6年度街路事業費	令 和 7 年 度	360,000
令和6年度公営住宅建設費	令 和 7 年 度	773,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
文 化 振 興 費	95,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国 際 交 流 費	47,000			
ス ポ ー ツ 振 興 費	180,000			
観 光 戦 略 費	88,000			
児 童 福 祉 費	29,000			
保 育 専 門 学 園 費	29,000			
子 ども 交 流 セ ン タ ー 費	1,000			
身 体 障 害 者 福 祉 費	52,000			
保 健 所 費	11,000			
カ ー ボ ン ニ ュ ー ト ラ ル 推 進 費	1,820,000			
自 然 環 境 費	37,000			

女性活躍推進費	2,000
商工総務費	47,000
中小企業振興費	15,000
大阪事務所費	23,000
工業試験場費	36,000
九谷焼技術研修所費	2,000
産業技術専門校費	22,000
農業総務費	40,000
農業農村整備事業費	838,000
農地防災事業費	307,000
国直轄土地改良事業費負担金	586,000
造林費	4,000
林道費	259,000
治山費	341,000
国直轄治山事業費負担金	46,000
水産業振興費	59,000
漁港管理費	2,000
漁港建設費	71,000
道路建設費	5,896,000
道路整備費	2,859,000
国直轄道路事業費負担金	2,081,000
河川改良費	2,036,000
国直轄河川事業費負担金	424,000

河川総合開発事業費	57,000
河川整備費	119,000
砂防地すべり対策費	657,000
国直轄砂防事業費負担金	473,000
砂防地すべり防止施設整備費	73,000
海岸保全費	201,000
国直轄海岸事業費負担金	192,000
港湾管理費	369,000
港湾改良費	295,000
国直轄港湾事業費負担金	380,000
街路事業費	465,000
都市計画整備費	8,000
公園整備費	449,000
公営住宅建設費	167,000
警察施設費	113,000
運転免許費	2,000
交通指導取締費	216,000
県立中学校整備費	172,000
高等学校整備費	691,000
特別支援学校整備費	4,292,000
社会教育振興費	11,000
文化財保護費	8,000
諸施設災害復旧費	1,318,000

健康福祉施設災害復旧費	986,000			
耕地災害復旧事業費	3,075,000			
国直轄災害復旧費負担金	34,188,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	2,452,000			
林道災害復旧事業費	230,000			
漁港災害復旧事業費	1,146,000			
土木施設災害復旧費	97,586,000			
港湾災害復旧費	13,056,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
文化財災害復旧費	21,000			
財産管理費	245,000			
市町支援総務費	56,000			
防災総務費	2,326,000			
救助費	412,000			
交通対策費	1,232,000			
国直轄空港事業費負担金	204,000			
臨時財政対策費	1,700,000			
計	188,068,000			

令和6年度石川県証紙特別会計予算

令和6年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,202,896千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,202,895
	1 証 紙 収 入	3,202,895
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,202,896

歳 出

款	項	金 額
1 証 紙 管 理 費		千円 3,202,896
	1 証 紙 管 理 費	3,202,896
歳 出 合 計		3,202,896

令和6年度石川県土地取得特別会計予算

令和6年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,088千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 6,087

	1 財 産 運 用 収 入	6,087
2 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		6,088

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 取 得 費		千円 6,088
	1 土 地 取 得 費	6,088
歳 出 合 計		6,088

令和6年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和6年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,527,384千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 27,371,585
	1 負 担 金	27,371,585
2 国 庫 支 出 金		24,808,859
	1 国 庫 負 担 金	17,747,513
	2 国 庫 補 助 金	7,061,346

3 財 産 収 入		91
	1 財 産 運 用 収 入	91
4 繰 入 金		6,282,551
	1 繰 入 金	6,282,551
5 繰 越 金		1,500
	1 繰 越 金	1,500
6 諸 収 入		34,062,798
	1 交 付 金	34,062,798
歳 入 合 計		92,527,384

歳 出

款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		92,527,384
	1 国 民 健 康 保 険 費	92,527,384
歳 出 合 計		92,527,384

令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,560千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 560
	1 繰 入 金	560
2 貸 付 金 元 利 収 入		31,249
	1 貸 付 金 元 利 収 入	31,249
3 繰 越 金		106,814
	1 繰 越 金	106,814
4 諸 収 入		1,937
	1 雑 入	1,937
歳 入 合 計		140,560

歳 出

款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		千円 140,560
	1 母子父子寡婦福祉資金費	140,560
歳 出 合 計		140,560

令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和6年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,107千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 963
	1 繰 入 金	963
2 貸 付 金 元 利 収 入		223,419
	1 貸 付 金 元 利 収 入	223,419
3 繰 越 金		25,725
	1 繰 越 金	25,725
4 諸 収 入		2,000
	1 雑 入	2,000
歳 入 合 計		252,107

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 労 働 費		千円 252,107
	1 中小企業近代化促進費	252,107
歳 出 合 計		252,107

令和6年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和6年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,395
	1 繰 入 金	1,395
2 貸付金元利収入		120
	1 貸付金元利収入	120
3 繰越金		74,878
	1 繰越金	74,878
4 諸 収 入		3
	1 雑 入	3
歳 入 合 計		76,396

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 76,395
	1 林業改善資金費	76,395
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		76,396

令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 957
	1 繰 入 金	957
2 貸 付 金 元 利 収 入		4,840
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,840
3 繰 越 金		75,160
	1 繰 越 金	75,160
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		80,958

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 80,957
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	80,957
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		80,958

令和6年度石川県公営競馬特別会計予算

令和6年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,189,949千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 収 益 事 業 収 入		千円 26,595,012
	1 収 益 事 業 収 入	26,595,012
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5,247
	1 手 数 料	5,247
3 財 産 収 入		138,927
	1 財 産 運 用 収 入	138,877
	2 財 産 売 払 収 入	50
4 繰 入 金		344,902
	1 繰 入 金	344,902
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		1,105,860
	1 雑 入	1,105,860
歳 入 合 計		28,189,949

歳 出

款	項	金 額
1 公 営 競 馬 費		千円 28,189,949
	1 公 営 競 馬 費	28,136,609
	2 公 債 費	53,340
歳 出 合 計		28,189,949

令和6年度石川県港湾整備特別会計予算

令和6年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,031,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 令和6年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 389,863
	1 使 用 料	389,863
2 繰 入 金		138,164
	1 繰 入 金	138,164
3 諸 収 入		74,287
	1 雑 入	74,287

4 県	債		3,429,000
		1 県	債
歳 入 合 計			4,031,314

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		1,131,314 <small>千円</small>
	1 管 理 費	153,197
	2 整 備 費	100,000
	3 公 債 費	878,117
2 港 湾 災 害 復 旧 費		2,900,000
	1 港 湾 災 害 復 旧 費	2,900,000
歳 出 合 計		4,031,314

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	529,000 <small>千円</small>	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
港 湾 災 害 復 旧 費	2,900,000			
計	3,429,000			

令和6年度石川県育英資金特別会計予算

令和6年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,508千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 令和6年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,607
	1 財 産 運 用 収 入	1,607
2 繰 入 金		17,223
	1 繰 入 金	17,223
3 貸 付 金 元 利 収 入		207,020
	1 貸 付 金 元 利 収 入	207,020
4 繰 越 金		7,717
	1 繰 越 金	7,717
5 寄 附 金		2,500
	1 寄 附 金	2,500
6 諸 収 入		12,441
	1 雑 入	12,441
歳 入 合 計		248,508

歳 出

款	項	金 額
1 教 育 費		千円 248,508
	1 育 英 資 金 費	248,508
歳 出 合 計		248,508

令和 6 年度石川県公債管理特別会計予算

令和 6 年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,543,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 6 年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 令和 6 年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 80,899,572
	1 繰 入 金	80,899,572
2 県 債		76,644,000
	1 県 債	76,644,000
歳 入 合 計		157,543,572

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 157,543,572
	1 公 債 費	157,543,572
歳 出 合 計		157,543,572

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 債 費	千円 76,644,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
計	76,644,000			

令和6年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床 630床

(2) 年間延患者数

入院患者 141,985人 外来患者 228,420人

(3) 1日平均患者数

入院患者 389人 外来患者 940人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 1,776,098千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	26,559,677千円
第1項 医業収益	24,727,924千円
第2項 医業外収益	1,831,733千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 病院事業費用	26,739,673千円
第1項 医業費用	26,370,749千円
第2項 医業外費用	368,904千円
第3項 特別損失	20千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,323,738千円は、過年度分損益勘定留保資金1,318,519千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,219千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	3,120,870千円
第1項 企業債	1,742,000千円
第2項 他会計負担金	1,378,860千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	4,444,608千円
第1項 病院建設改良費	1,776,098千円
第2項 企業債償還金	2,668,510千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
在庫管理・搬送等業務委託費	自 令和7年度 至 令和9年度	245,000千円
令和6年度医療機器保守業務委託費	自 令和7年度 至 令和12年度	81,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	1,742,000 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 10,710,158千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,273千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,930,904千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	放射線治療装置	一式
医療器械	手術支援機器	一式

令和6年度石川県立こころの病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県立こころの病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

精神病床 400床

(2) 年間延患者数

入院患者	125,945人	外来患者	33,396人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	345人	外来患者	137人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	205,000千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,507,964千円
第1項 医業収益	2,438,976千円
第2項 医業外収益	1,068,978千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 病院事業費用	3,448,312千円
第1項 医業費用	3,379,355千円
第2項 医業外費用	68,947千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額172,627千円は、過年度分損益勘定留保資金172,255千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額372千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	401,826千円
第1項 企業債	205,000千円
第2項 他会計負担金	196,816千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	574,453千円
第1項 病院建設改良費	205,000千円
第2項 企業債償還金	369,453千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	千円 205,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2,342,078千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,143千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、382,481千円と定める。

令和6年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	1,000m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	18,849m ²
大田工業用地	1,563m ²
湊町都市再開発用地	3,684m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾土地造成事業収益	16,942千円
第1項 営 業 収 益	10,000千円
第2項 営 業 外 収 益	6,942千円

支 出

第1款 港湾土地造成事業費用	8,337千円
第1項 営 業 費 用	8,327千円
第2項 営 業 外 費 用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和6年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	5市
(2) 年間総処理水量	27,602,000 ^m ₃
(3) 1日平均処理水量	75,622 ^m ₃
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	5,641,960千円
(うち債務負担行為額)	4,063,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	9,164,224千円
第1項 営 業 収 益	1,371,281千円
第2項 営 業 外 収 益	7,781,536千円
第3項 特 別 利 益	11,407千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	10,677,827千円
第1項 営業費用	2,706,146千円
第2項 営業外費用	214,490千円
第3項 特別損失	7,757,191千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額415,357千円は、過年度分損益勘定留保資金407,588千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,769千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	1,575,000千円
第1項 企業債	337,000千円
第2項 国庫補助金	974,000千円
第3項 建設負担金	263,000千円
第4項 他会計補助金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,990,357千円
第1項 建設改良費	1,578,960千円
第2項 企業債償還金	411,397千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度加賀沿岸 流域下水道事業費	令和7年度 令和8年度	235,000千円
令和6年度犀川左岸 流域下水道事業費	自 令和7年度 至 令和10年度	3,828,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 337,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 86,063千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、287,054千円である。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	処分の態様
流域下水道	加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区) 加賀市地内	加賀沿岸流域下水道(大聖寺川 処理区)に係る事業用資産一式	無償譲渡

令和6年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 1日最大給水量 243,860^{m³}
- (2) 年間有収水量 53,405,340^{m³}
- (3) 主要な建設改良事業
 - 固定資産改良費 795,570千円
 - (うち債務負担行為額 287,000千円)
 - 送水施設建設改良事業費 5,240,000千円
 - (うち債務負担行為額 1,200,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,149,870千円
第1項 営 業 収 益	5,815,841千円
第2項 営 業 外 収 益	334,029千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,553,246千円
第1項 営 業 費 用	5,495,392千円
第2項 営 業 外 費 用	57,854千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,431,048千円は、過年度分損益勘定留保資金790,875千円、当年度分損益勘定留保資金1,053,939千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586,234千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	4,548,000千円
第1項 企 業 債	4,548,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,979,048千円
第1項 建 設 改 良 費	4,548,570千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,430,478千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管等修繕費	令和7年度	229,000千円
業務委託費	自 令和7年度 至 令和9年度	237,000千円
固定資産改良費	令和7年度	287,000千円
送水施設建設改良事業費	令和7年度	1,200,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
固定資産改良費	508,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。
送水施設建設改良 事業費	4,040,000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 466,690千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、108,842千円と定める。

令和 5 年度石川県一般会計補正予算(第 4 号)

令和 5 年度の石川県一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,454,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ681,248,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 135,743,404	千円 2,445,199	千円 138,188,603
	1 地方交付税	135,743,404	2,445,199	138,188,603
9 国庫支出金		100,176,240	22,792,801	122,969,041
	2 国庫補助金	58,224,166	22,792,801	81,016,967
15 県 債		73,810,000	10,216,000	84,026,000
	1 県 債	73,810,000	10,216,000	84,026,000
歳 入 合 計		645,794,794	35,454,000	681,248,794

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工労働費		千円 44,450,255	千円 32,120,000	千円 76,570,255
	1 商 工 費	42,815,036	32,120,000	74,935,036
9 農林水産業費		47,889,250	54,000	47,943,250
	1 農 業 費	17,886,884	54,000	17,940,884
13 災害復旧費		21,388,709	3,280,000	24,668,709
	1 農林水産業施設 災害復旧費	6,367,091	3,280,000	9,647,091
歳 出 合 計		645,794,794	35,454,000	681,248,794

第2表 地方債補正

起債の目的	補正			前			補正			後		
	限度	額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法	
中小企業指導費			普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しの式で借入される資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しの式で借入される資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	
農林水産業施設等費 災害復旧事業費			普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しの式で借入される資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しの式で借入される資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。 ただし、原財政その他の都合により、償還若しくは繰上償還を要する場合は、償還又は繰上償還を要しない。	
計		73,810,000						84,026,000				

令和5年度石川県一般会計補正予算(第5号)

令和5年度の石川県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,289,592千円を追加し、歳入歳出それぞれ823,084,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 135,743,404	千円 4,102,772	千円 139,846,176
	1 地方交付税	135,743,404	4,102,772	139,846,176
7 分担金及び金		4,282,611	97,000	4,379,611
	2 負担金	4,093,481	97,000	4,190,481
9 国庫支出金		100,176,240	107,743,820	207,920,060
	1 国庫負担金	40,766,973	92,226,937	132,993,910
	2 国庫補助金	58,224,166	15,516,883	73,741,049
11 寄附金		407,100	2,290,000	2,697,100
	1 寄附金	407,100	2,290,000	2,697,100

12 繰 入 金		12,898,258	9,300,000	22,198,258
	2 基 金 繰 入 金	12,814,380	9,300,000	22,114,380
14 諸 収 入		71,077,085	150,000	71,227,085
	6 雑 入	13,094,935	150,000	13,244,935
15 県 債		73,810,000	53,606,000	127,416,000
	1 県 債	73,810,000	53,606,000	127,416,000
歳 入 合 計		645,794,794	177,289,592	823,084,386

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		93,455,186	77,364,114	170,819,300
	1 総 務 管 理 費	12,469,544	48,364	12,517,908
	5 防 災 救 助 費	3,436,557	77,315,750	80,752,307
3 企 画 振 興 費		16,924,827	24,000	16,948,827
	1 企 画 振 興 費	16,924,827	24,000	16,948,827
5 健 康 福 祉 費		113,741,351	2,557,005	116,298,356
	1 高 齢 者 福 祉 費	40,262,396	704,209	40,966,605
	3 障 害 福 祉 費	12,922,450	422,536	13,344,986
	4 地 域 福 祉 費	13,835,746	1,378,000	15,213,746
	5 健 康 推 進 費	8,939,962	4,000	8,943,962
	6 生 活 衛 生 費	1,474,865	9,800	1,484,665
	7 医 薬 看 護 費	18,568,154	38,460	18,606,614
6 生 活 環 境 費		3,154,996	12,500	3,167,496
	1 生 活 環 境 費	3,154,996	12,500	3,167,496

7 商工労働費		44,450,255	395,000	44,845,255
1 商 工 費		42,815,036	375,000	43,190,036
2 勞 働 費		1,551,498	20,000	1,571,498
8 観 光 費		8,450,658	5,053,000	13,503,658
1 観 光 戦 略 推 進 費		8,450,658	5,053,000	13,503,658
9 農 林 水 産 業 費		47,889,250	859,635	48,748,885
1 農 業 費		17,886,884	297,718	18,184,602
2 畜 産 業 費		1,682,648	61,700	1,744,348
3 農 地 費		15,470,726	238,080	15,708,806
4 林 業 費		8,870,316	176,137	9,046,453
5 水 産 業 費		3,978,676	86,000	4,064,676
10 土 木 費		82,180,070	1,569,324	83,749,394
2 道 路 橋 り ょ う 費		42,875,473	1,418,824	44,294,297
4 港 湾 費		5,909,990	150,500	6,060,490
11 警 察 費		25,086,258	264,320	25,350,578
2 警 察 活 動 費		2,004,772	264,320	2,269,092
12 教 育 費		96,137,850	803,910	96,941,760
1 教 育 総 務 費		13,173,653	796,173	13,969,826
3 高 等 学 校 費		21,960,773	6,737	21,967,510
5 社 会 教 育 費		1,099,942	1,000	1,100,942
13 災 害 復 旧 費		21,388,709	88,386,784	109,775,493
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		6,367,091	8,809,000	15,176,091
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		14,626,996	77,461,000	92,087,996

	3 県有施設災害復旧費	394,622	2,006,984	2,401,606
	4 教育施設災害復旧費	—	109,800	109,800
歳 出 合 計		645,794,794	177,289,592	823,084,386

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和6年能登半島地震 義援金配分事務費		千円	令和6年度	千円 166,400
令和6年能登半島地震 高齢者福祉施設災害復旧費			令和6年度	14,000
令和6年能登半島地震 被災事業者事業再建支援事業費			自 令和6年度 至 令和25年度	500,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	償還の方法	限度額 千円	償還の方法
自然環境費	36,000	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えができる。 8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後、当該見直し後の利率)	42,000	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えができる。 8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後、当該見直し後の利率)
国直轄土地改良事業費負担	1,183,000		1,393,000	
道路建設費	10,401,000		11,082,000	
国直轄港湾事業費負担金	1,322,000		1,425,000	
耕地災害復旧事業費	16,000		239,000	
林地荒廃防止施設費	57,000		1,545,000	
漁港災害復旧事業費	418,000		571,000	
土木施設災害復旧費	4,380,000		19,469,000	
国直轄災害復旧費負担金	40,000		10,254,000	
港湾災害復旧費	213,000		2,061,000	
県単土木災害復旧費	1,460,000		22,080,000	
諸施設災害復旧費	297,000		1,606,000	
救助費	10,000		460,000	

令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第3号)

令和5年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,119,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 債		千円 1,213,000	千円 320,000	千円 1,533,000
	1 県 債	1,213,000	320,000	1,533,000
歳 入 合 計		1,799,954	320,000	2,119,954

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 港湾災害復旧費		千円 35,000	千円 320,000	千円 355,000
	1 港湾災害復旧費	35,000	320,000	355,000
歳 出 合 計		1,799,954	320,000	2,119,954

令和5年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「2,624,620千円」を「2,624,954千円」に、「2,041,314千円及び」を「1,129,530千円、当年度分損益勘定留保資金817,912千円、」に改め、「583,306千円」の後に「及び減債積立金94,206千円」を追加し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,429,000千円	789,666千円	5,218,666千円
第1項 企業債	4,429,000千円	263,000千円	4,692,000千円
第2項 国庫補助金	一千円	526,666千円	526,666千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	7,053,620千円	790,000千円	7,843,620千円
第1項 建設改良費	4,429,376千円	790,000千円	5,219,376千円

(企業債)

第3条 予算第6条の表中

を	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産改良費</td> <td style="width: 20%;">千円 389,000</td> </tr> <tr> <td>送水施設建設改良費</td> <td>4,040,000</td> </tr> </table>	固定資産改良費	千円 389,000	送水施設建設改良費	4,040,000	に改める。
	固定資産改良費	千円 389,000				
	送水施設建設改良費	4,040,000				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産改良費</td> <td style="width: 20%;">千円 389,000</td> </tr> <tr> <td>送水施設建設改良費</td> <td>4,040,000</td> </tr> <tr> <td>水道施設災害復旧費</td> <td>263,000</td> </tr> </table>	固定資産改良費	千円 389,000	送水施設建設改良費	4,040,000	水道施設災害復旧費	263,000
固定資産改良費	千円 389,000					
送水施設建設改良費	4,040,000					
水道施設災害復旧費	263,000					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産改良費</td> <td style="width: 20%;">千円 389,000</td> </tr> <tr> <td>送水施設建設改良費</td> <td>4,040,000</td> </tr> <tr> <td>水道施設災害復旧費</td> <td>263,000</td> </tr> </table>	固定資産改良費	千円 389,000	送水施設建設改良費	4,040,000	水道施設災害復旧費	263,000
固定資産改良費	千円 389,000					
送水施設建設改良費	4,040,000					
水道施設災害復旧費	263,000					

令和5年度石川県一般会計補正予算(第6号)

令和5年度の石川県一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,666,098千円を減額し、歳入歳出それぞれ667,582,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の変更及び追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 156,400,000	千円 1,664,746	千円 158,064,746
	1 県 民 税	47,989,600	50,000	48,039,600
	2 事 業 税	38,840,000	1,174,746	40,014,746
	3 地 方 消 費 税	36,100,000	700,000	36,800,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,840,000	△ 300,000	2,540,000
	12 旧 法 に よ る 税	-	40,000	40,000
2 地 方 消 費 税 金 清 算		59,700,000	△ 635,256	59,064,744

	1 地方消費税清算金	59,700,000	△ 635,256	59,064,744
3 地方譲与税		21,740,000	1,600,000	23,340,000
	1 特別法人事業譲与税	19,700,000	1,600,000	21,300,000
5 地方交付税		138,188,603	2,135,529	140,324,132
	1 地方交付税	138,188,603	2,135,529	140,324,132
7 分担金及び金		4,282,611	△ 117,935	4,164,676
	1 分担金	189,130	△ 168	188,962
	2 負担金	4,093,481	△ 117,767	3,975,714
8 使用料及び料		7,200,308	254,184	7,454,492
	1 使用料	5,572,680	287,162	5,859,842
	2 手数料	1,627,628	△ 32,978	1,594,650
9 国庫支出金		122,969,041	△ 8,387,000	114,582,041
	1 国庫負担金	40,766,973	△ 4,992,603	35,774,370
	2 国庫補助金	81,016,967	△ 3,119,336	77,897,631
	3 国庫委託金	1,185,101	△ 275,061	910,040
10 財産収入		457,109	501,169	958,278
	1 財産運用収入	214,511	38,919	253,430
	2 財産売却収入	242,598	462,250	704,848
11 寄附金		407,100	△ 69,121	337,979
	1 寄附金	407,100	△ 69,121	337,979
12 繰入金		12,898,258	△ 4,051,780	8,846,478
	1 特別会計繰入金	83,878	△ 9,329	74,549
	2 基金繰入金	12,814,380	△ 4,042,451	8,771,929

14 諸 収 入		71,077,085	△	1,433,634	69,643,451
1 延滞金、加算金等 及び過料		194,112	△	640	193,472
2 県預金利子		341	△	32	309
3 貸付金元利収入		47,836,697	△	2,020,610	45,816,087
4 受託事業収入		6,151,000	△	1,340,047	4,810,953
5 収益事業収入		3,800,000	△	980,000	2,820,000
6 雑 入		13,094,935		2,907,695	16,002,630
15 県 債		84,026,000	△	5,127,000	78,899,000
1 県 債		84,026,000	△	5,127,000	78,899,000
歳 入 合 計		681,248,794	△	13,666,098	667,582,696

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,165,333	△ 35,379	1,129,954
	1 議 会 費	1,165,333	△ 35,379	1,129,954
2 総 務 費		93,455,186	4,496,076	97,951,262
	1 総 務 管 理 費	12,469,544	2,102,140	14,571,684
	2 徴 税 費	75,705,835	1,351,320	77,057,155
	3 市 町 村 振 興 費	1,064,953	△ 37,524	1,027,429
	4 選 挙 費	489,674	△ 133,707	355,967
	5 防 災 救 助 費	3,436,557	1,208,067	4,644,624
	6 人 事 委 員 会 費	97,635	6,927	104,562
	7 監 査 委 員 費	190,988	△ 1,147	189,841
3 企 画 振 興 費		16,924,827	△ 1,151,533	15,773,294

	1 企 画 振 興 費	16,924,827	△	1,151,533	15,773,294
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ 費		7,141,487	△	305,450	6,836,037
	1 県 民 費	1,040,195	△	46,806	993,389
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	6,101,292	△	258,644	5,842,648
5 健 康 福 祉 費		113,741,351	△	535,465	113,205,886
	1 高 齢 者 福 祉 費	40,262,396	△	865,217	39,397,179
	2 子 育 て 福 祉 費	17,737,778	△	679,648	17,058,130
	3 障 害 福 祉 費	12,922,450		395,367	13,317,817
	4 地 域 福 祉 費	13,835,746		6,613,644	20,449,390
	5 健 康 推 進 費	8,939,962	△	1,116,198	7,823,764
	6 生 活 衛 生 費	1,474,865	△	17,626	1,457,239
	7 医 薬 看 護 費	18,568,154	△	4,865,787	13,702,367
6 生 活 環 境 費		3,154,996	△	170,846	2,984,150
	1 生 活 環 境 費	3,154,996	△	170,846	2,984,150
7 商 工 労 働 費		76,570,255	△	984,475	75,585,780
	1 商 工 費	74,935,036	△	785,381	74,149,655
	2 労 働 費	1,551,498	△	202,402	1,349,096
	3 労 働 委 員 会 費	83,721		3,308	87,029
8 観 光 費		8,450,658	△	98,452	8,352,206
	1 観 光 戦 略 推 進 費	8,450,658	△	98,452	8,352,206
9 農 林 水 産 業 費		47,943,250	△	1,941,192	46,002,058
	1 農 業 費	17,940,884	△	655,278	17,285,606
	2 畜 産 業 費	1,682,648	△	37,879	1,644,769

	3 農 地 費	15,470,726	△ 431,766	15,038,960
	4 林 業 費	8,870,316	△ 547,509	8,322,807
	5 水 産 業 費	3,978,676	△ 268,760	3,709,916
10 土 木 費		82,180,070	1,210,477	83,390,547
	1 土 木 管 理 費	578,896	67,879	646,775
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,875,473	1,867,077	44,742,550
	3 河 川 海 岸 費	22,187,021	△ 471,166	21,715,855
	4 港 湾 費	5,909,990	△ 220,603	5,689,387
	5 都 市 計 画 費	8,442,263	△ 69,169	8,373,094
	6 建 築 住 宅 費	2,186,427	36,459	2,222,886
11 警 察 費		25,086,258	36,252	25,122,510
	1 警 察 管 理 費	23,081,486	159,121	23,240,607
	2 警 察 活 動 費	2,004,772	△ 122,869	1,881,903
12 教 育 費		96,137,850	△ 2,106,610	94,031,240
	1 教 育 総 務 費	13,173,653	△ 467,965	12,705,688
	2 小 中 学 校 費	50,949,480	△ 1,135,260	49,814,220
	3 高 等 学 校 費	21,960,773	△ 370,870	21,589,903
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,766,679	△ 9,889	8,756,790
	5 社 会 教 育 費	1,099,942	△ 71,657	1,028,285
	6 保 健 体 育 費	187,323	△ 50,969	136,354
13 災 害 復 旧 費		24,668,709	△ 8,670,208	15,998,501
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	9,647,091	△ 2,953,415	6,693,676
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	14,626,996	△ 5,671,151	8,955,845

	3 県有施設災害復旧費	394,622	△	45,642	348,980
14 公 債 費		84,428,564	△	3,409,293	81,019,271
	1 公 債 費	84,428,564	△	3,409,293	81,019,271
歳 出 合 計		681,248,794	△	13,666,098	667,582,696

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和5年度治山費		千円	令和6年度	156,000 千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法	限度額 千円	起債の方法
児童福祉費	2,000	普通貸借又は証券発行	1,000	普通貸借又は証券発行
子ども交流センター費	59,000	普通貸借又は証券発行	36,000	普通貸借又は証券発行
身体障害者福祉費	3,000	普通貸借又は証券発行	1,000	普通貸借又は証券発行
知的障害者福祉費	39,000	普通貸借又は証券発行	32,000	普通貸借又は証券発行
精神障害者福祉費	28,000	普通貸借又は証券発行	16,000	普通貸借又は証券発行
保健所費	16,000	普通貸借又は証券発行	15,000	普通貸借又は証券発行
薬事衛生指導費	1,023,000	普通貸借又は証券発行	1,010,000	普通貸借又は証券発行
要介護高齢者対策費	25,000	普通貸借又は証券発行	28,000	普通貸借又は証券発行
自然環境費	36,000	普通貸借又は証券発行	37,000	普通貸借又は証券発行
中小企業振興費	19,000	普通貸借又は証券発行	17,000	普通貸借又は証券発行
工業試験場費	37,000	普通貸借又は証券発行	36,000	普通貸借又は証券発行
観光振興費	275,000	普通貸借又は証券発行	400,000	普通貸借又は証券発行
農業総務費	30,000	普通貸借又は証券発行	27,000	普通貸借又は証券発行

借入先の融通条件に他の
ただし、県財政その他
の都合により、据置期間
及び償還期限を短縮し、借
入先が償還線を償還でき
る。若し換えがき。

8.5%以内、利率
(ただし、利率
見直し方式
で借り入れ
る資金につ
いて、利率
の見直し後
に行つた後
において、当
該見直し後
の利率)

畜産総務費	13,000	12,000
農業農村整備事業費	2,596,000	2,487,000
農地防災事業費	972,000	966,000
国直轄土地改良事業費 負担金	1,183,000	1,166,000
造林費	4,000	
林道費	543,000	524,000
治山費	1,189,000	1,037,000
国直轄治山事業費負担金	78,000	73,000
水産業振興費	601,000	600,000
漁港建設費	498,000	419,000
道路建設費	10,401,000	10,691,000
道路整備費	4,968,000	4,919,000
国直轄道路事業費負担金	4,672,000	4,435,000
河川改良費	5,474,000	5,272,000
国直轄河川事業費負担金	1,580,000	1,582,000

河川総合開発事業費	280,000	274,000
砂防地すべり対策費	2,339,000	2,344,000
国直轄砂防事業費負担金	876,000	871,000
国直轄海岸事業費負担金	445,000	446,000
港湾管理費	716,000	579,000
港湾改良費	876,000	792,000
国直轄港湾事業費負担金	1,322,000	1,323,000
街路事業費	656,000	681,000
都市計画整備費	32,000	28,000
公園整備費	853,000	844,000
公営住宅建設費	539,000	534,000
警察施設費	286,000	281,000
交通指導取締費	724,000	646,000
高等学校整備費	1,219,000	1,087,000
特別支援学校整備費	541,000	531,000

県立中学校整備費	17,000	10,000
耕地災害復旧事業費	16,000	1,000
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	57,000	4,000
林道災害復旧事業費	176,000	23,000
漁港災害復旧事業費	418,000	238,000
土木施設災害復旧費	4,380,000	2,508,000
国直轄災害復旧費負担金	40,000	158,000
港湾災害復旧費	213,000	111,000
県単土木災害復旧費	1,460,000	962,000
諸施設災害復旧費	297,000	201,000
財産管理費	251,000	348,000
防災総務費	77,000	10,000
交通対策費	11,621,000	10,834,000
国直轄空港事業費負担金	204,000	74,000
文化振興費	26,000	28,000

スポーツ振興費	138,000			125,000		
歴史博物館費	192,000			199,000		
救助費	10,000					
臨時財政対策費	4,400,000			3,944,000		
障害福祉総務費				1,000		
カーボンニュートラル推進費				55,000		
計	84,026,000			78,899,000		

第 4 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費		52,000	6,866,560	6,918,560
		令和6年能登半島地震石川県公立大学法人授業料等減免事業費	-	25,160	77,160
5 防災救助費		令和6年能登半島地震災害義援金受領地務費	-	12,500	12,500
		消防学校基本構想策定費	-	6,841,400	6,841,400
			-	14,300	14,300

物価高騰対策事業費	—	272,000	272,000
令和6年度生活物資支援費	—	1,300,000	1,300,000
令和6年度被災者生活再建支援費	—	3,110,000	3,110,000
令和6年度受入環境整備費	—	2,145,100	2,145,100
3 企画振興費	—	839,218	839,218
1 企画振興費	—	839,218	839,218
北陸新幹線建設費	—	587,188	587,188
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	—	11,643	11,643
小松空港中期ビジョン策定費	—	5,000	5,000
のと里山空港整備費	—	219,387	219,387
のと里山空港脱炭素化推進計画策定費	—	16,000	16,000
4 県民文化費	—	151,686	151,686
2 文化スポーツ費	—	151,686	151,686
歴史博物館整備費	—	151,686	151,686
5 健康福祉費	—	9,733,596	9,733,596

1 高齢者福祉費		—	923,091	923,091
	介護サービス基盤整備事業費	—	381,203	381,203
	高齢者福祉施設災害復旧費	—	11,800	11,800
	省エネ投資支援事業費	—	58,479	58,479
	介護職員処遇改善事業費	—	471,609	471,609
2 子育て福祉費		—	53,256	53,256
	放課後児童クラブ施設整備費	—	21,953	21,953
	児童館整備費	—	15,152	15,152
	病児保育施設整備費	—	9,371	9,371
	省エネ投資支援事業費	—	245	245
3 障害福祉費	性被害防止対策設備等導入事業費	—	75	75
	児童相談所整備費	—	6,460	6,460
		—	464,847	464,847
	障害者支援施設等整備費	—	354,339	354,339
	省エネ投資支援事業費	—	1,127	1,127

	障害福祉職員処遇改善事業費	—	108,631	108,631
	性被害防止対策設備等導入事業費	—	750	750
4	地域福祉費	—	7,888,026	7,888,026
	令和6年能登半島地震災害時健康危機管理支援事業費	—	147,000	147,000
	令和6年能登半島地震被災者支援事業費	—	7,635,396	7,635,396
	介護・福祉人材確保総合対策事業費	—	105,630	105,630
5	健康推進費	—	113,480	113,480
	感染症対策事業費	—	113,480	113,480
6	生活衛生費	—	167,000	167,000
	いしかわ動物愛護センター整備費	—	160,000	160,000
	省エネ投資支援事業費	—	7,000	7,000
7	医薬看護費	—	123,896	123,896
	省エネ投資支援事業費	—	80,645	80,645
	地域災害拠点病院施設整備事業費	—	4,791	4,791
	看護補助者処遇改善事業費	—	38,460	38,460

6 生活環境費	1 生活環境費		—	392,767	392,767
		生活基盤施設耐震化等事業費	—	206,238	206,238
		物価高騰対策事業費	—	60,000	60,000
		半壊建物解体支援事業費	—	15,800	15,800
		トキと人との共生推進事業費	—	50,600	50,600
		国立公園環境整備費	—	46,000	46,000
		国定公園等環境整備費	—	14,129	14,129
			580,000	32,927,405	33,507,405
			580,000	32,907,405	33,487,405
			—	26,393	26,393
7 商工労働費	1 商工費	産業展示館修繕費	—	87,369	87,369
		G X 推進事業費	—	2,500	2,500
		ニッチトップ企業等育成事業費	—	2,000	2,000
		中小企業・小規模事業者等事業基盤強化事業費	—	303,143	303,143
		被災事業者事業再建支援事業費	—		

8 観光費	賃上げ事業者経営体制強化支援事業費	—	16,000	16,000
		—	150,000	150,000
		—	32,320,000	32,320,000
		—	20,000	20,000
		—	20,000	20,000
		—	5,296,650	5,296,650
9 農林水産業費	1 観光戦略推進費	—	5,296,650	5,296,650
		—	276,650	276,650
		—	5,020,000	5,020,000
		3,950,000	10,562,358	14,512,358
1 農業費	令和6年能登半島地震被災農林漁業者事業再建支援事業費	—	285,492	285,492
		—	54,000	54,000
		—	86,189	86,189
		—	85,200	85,200
		—	4,127	4,127

	農業機械施設整備支援事業費	—	3,680	3,680
	地域の食育推進事業費	—	880	880
	水田営農体制確立事業費	—	51,416	51,416
2	畜産業費	—	183,785	183,785
	馬事公苑整備費	—	8,095	8,095
	配合飼料価格高騰対策事業費	—	155,172	155,172
	県有施設浄化槽整備費	—	20,518	20,518
3	農地費	2,585,000	5,499,096	8,084,096
	県営ほ場整備事業費	1,717,151	1,490,108	3,207,259
	担い手育成型ほ場整備調査 設計等事業費	—	8,948	8,948
	県営土地改良総合整備事業費	—	52,944	52,944
	水利施設等保全高度化事業費	—	105,529	105,529
	広域営農団地農道整備事業費	720,275	355,876	1,076,151
	県営一般農道整備事業費	—	41,154	41,154
	団体営一般農道整備事業費	—	47,860	47,860

農村総合整備事業費	—	191,412	191,412
県営かんがい排水事業費	—	182,536	182,536
基幹水利施設予防保全対策事業費	—	75,850	75,850
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	—	676,913	676,913
担い手育成畑地帯総合整備事業費	—	6,644	6,644
国営造成揚水施設等管理事業費	—	150,869	150,869
国営造成施設管理体制整備促進事業費	—	7,525	7,525
県単土地改良事業費	—	6,180	6,180
地籍調査費	—	80,562	80,562
多根ダム水利権更新費	—	7,546	7,546
老朽ため池整備事業費	70,000	856,324	926,324
用排水施設整備事業費	—	230,480	230,480
土地改良施設豪雨対策事業費	—	188,857	188,857
農業用河川工作物応急対策事業費	—	226,001	226,001
地すべり対策事業費	—	53,354	53,354

農業用施設石綿対策特別事業費	—	40,001	40,001	40,001
海岸保全施設整備事業費	—	137,239	137,239	137,239
県営震災対策農業施設整備事業費	—	215,453	215,453	215,453
団体営震災対策農業施設整備事業費	—	14,909	14,909	14,909
団体営農村地域防災減災 総合整備事業費	—	13,538	13,538	13,538
農村地域防災減災調査設計事業費	77,574	3,743	3,743	81,317
県単農地防災事業費	—	4,664	4,664	4,664
流域治水推進事業費	—	26,077	26,077	26,077
4 林業費	825,000	3,294,997	3,294,997	4,119,997
造林事業費	—	913,891	913,891	913,891
立木事前伐採支援事業費	—	1,667	1,667	1,667
いしかわ森林環境基金事業費	—	100,000	100,000	100,000
森林整備・林業活性化事業費	—	411,224	411,224	411,224
県営林道開設事業費	—	234,030	234,030	234,030
林道保全事業費	—	19,617	19,617	19,617

県有林道保全事業費	—	4,796	4,796
林道改良事業費	—	381,374	381,374
県有林道改良事業費	307,000	86,456	393,456
林道災害関連事業費	—	239,911	239,911
ふるさと林道整備事業費	—	3,448	3,448
山地治山事業費	180,000	469,518	649,518
防災林整備事業費	—	185,964	185,964
水源地域整備事業費	—	18,950	18,950
災害関連緊急治山事業費	230,000	222,751	452,751
県単治山施設整備事業費	—	1,400	1,400
5 水産業費	540,000	1,298,988	1,838,988
大型魚礁設置事業費	—	16,262	16,262
人工礁漁場造成事業費	—	11,504	11,504
広域型増殖場造成事業費	—	81,254	81,254
かなざわ総合市場建替支援事業費	—	295,200	295,200

水産総合センター整備費	—	55,469	55,469	55,469
漁業調査指導船建造費	—	472,899	472,899	472,899
県単漁港改良費	—	8,785	8,785	8,785
漁港修繕費	—	3,770	3,770	3,770
漁港維持補修費	—	2,500	2,500	2,500
緊急県単漁港防災費	—	12,000	12,000	12,000
漁港修築費	266,000	84,010	84,010	350,010
漁港改修費	166,000	39,023	39,023	205,023
漁港局部改良費	17,000	13,010	13,010	30,010
漁港機能保全費	63,000	77,013	77,013	140,013
漁港海岸保全施設整備費	17,000	28,360	28,360	45,360
市町漁港関係事業指導監督費	—	1,179	1,179	1,179
市町漁港整備事業助成費	11,000	10,750	10,750	21,750
令和 6 年能登半島地震被災農林漁業者事業再建支援事業費	—	86,000	86,000	86,000
10 土木費	13,925,000	31,749,389	31,749,389	45,674,389

1 土木管理費	土木総合事務所修繕費	—	16,311	16,311
		—	16,311	16,311
2 道路橋りょう費		5,753,328	17,354,807	23,108,135
	国道改築費	379,000	1,064,000	1,443,000
	地方道路改築費	2,863,000	5,452,640	8,315,640
	橋りょう補修費	—	236,517	236,517
	道路災害防除費	524,400	1,071,049	1,595,449
	交通安全施設費	70,900	378,291	449,191
	雪寒地域道路事業費	34,000	283,375	317,375
	舗装補修費	27,700	665,353	693,053
	道路施設長寿命化対策事業費	1,614,328	2,598,842	4,213,170
	いしかわ広域交流幹線軸道路整備	—	435,000	435,000
	観光石川周遊回廊整備事業費	—	215,000	215,000
	安全・安心道路整備事業費	—	85,000	85,000
	県単道路改良費	—	474,000	474,000

道 路 調 査 費	—	3,100	3,100
県水送水管耐震化事業費	240,000	3,160,000	3,400,000
道路受託事業費	—	42,910	42,910
県単道路特別整備費	—	177,044	177,044
道路環境改善整備事業費	—	609,768	609,768
あんしん歩行空間整備事業費	—	2,020	2,020
県単交通安全施設費	—	17,000	17,000
災害に強い道路整備事業費	—	140,987	140,987
雪水対策事業費	—	64,972	64,972
サイクリングルート魅力発信事業費	—	132,662	132,662
緊急道路補修事業費	—	45,277	45,277
3 河川海岸費	6,401,422	10,557,683	16,959,105
維持補修費	—	3,102	3,102
流域治水対策費	4,525,602	7,531,240	12,056,842
河川管理施設長寿命化対策事業費	38,300	119,532	157,832

河川環境整備費	37,500	161,500	199,000
情報基盤緊急整備事業費	—	93,059	93,059
都市基盤河川改修費	—	107,000	107,000
県単河川改良費	—	22,879	22,879
河川改良受託事業費	—	21,946	21,946
堰堤改良費	397,000	197,210	594,210
県単河川防災費	—	74,275	74,275
県単河川小規模防災費	—	12,186	12,186
県単河川環境整備費	—	1,860	1,860
河川修繕費	—	12,594	12,594
緊急県単河川防災費	64,000	336,000	400,000
緊急流木除去費	—	65,000	65,000
治水対策検討費	—	7,000	7,000
砂防施設長寿命化対策事業費	235,640	234,315	469,955
地すべり対策事業費	241,670	142,566	384,236

急傾斜地崩壊対策事業費	553,710	366,743	920,453
雪崩対策事業費	—	2,018	2,018
惣領地すべり対策事業費	—	21,769	21,769
土砂災害対策事業費	—	6,103	6,103
情報基盤整備事業費	17,000	6,000	23,000
災害関連緊急地すべり対策事業費	—	254,723	254,723
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	—	114,750	114,750
県単砂防地すべり対策事業費	—	76,567	76,567
県単急傾斜地崩壊対策事業費	—	30,400	30,400
緊急土砂災害対策費	—	184,000	184,000
海岸侵食対策費	291,000	331,500	622,500
千里浜再生プロジェクト推進費	—	13,500	13,500
県単海岸防災費	—	6,346	6,346
4 港 湾 費	1,289,000	895,270	2,184,270
金沢港将来ビジョン策定費	—	95,000	95,000

県単	港湾改良費	—	16,000	16,000	16,000
港	湾修繕費	120,000	205,270	205,270	325,270
七尾港	埋立地整備事業費	—	30,000	30,000	30,000
港	湾改修費	503,000	187,000	187,000	690,000
港	湾補修費	440,000	230,000	230,000	670,000
港	湾環境整備費	88,000	10,000	10,000	98,000
港	湾海岸高潮対策費	42,000	122,000	122,000	164,000
5 都市計画費		481,250	2,825,318	2,825,318	3,306,568
土地	区画整理事業費	37,500	465,500	465,500	503,000
街	路事業費	436,250	1,196,260	1,196,260	1,632,510
県単	街路事業費	—	26,700	26,700	26,700
生活排水	処理施設整備普及促進費	—	1,000	1,000	1,000
農業	集落排水事業費	7,500	172,858	172,858	180,358
能登	歴史公園整備費	—	84,000	84,000	84,000
白山	ろくテーパーパーク整備費	—	7,000	7,000	7,000

	金 沢 城 公 園 整 備 費	—	305,000	305,000
	公 園 施 設 安 全 安 心 対 策 費	—	240,000	240,000
	木 場 潟 公 園 整 備 費	—	138,000	138,000
	県 単 公 園 事 業 費	—	189,000	189,000
6	建 築 住 宅 費	—	100,000	100,000
	令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 自 宅 再 建 利 子 助 成 事 業 費	—	100,000	100,000
11	警 察 費	—	17,719	17,719
1	警 察 管 理 費	—	17,719	17,719
	交 番 等 建 設 費	—	17,719	17,719
12	教 育 費	—	175,043	175,043
1	教 育 総 務 費	—	17,541	17,541
	令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 私 立 学 校 授 業 料 減 免 等 事 業 費	—	17,541	17,541
3	高 等 学 校 費	—	93,517	93,517
	学 校 施 設 大 規 模 改 修 事 業 費	—	93,517	93,517
4	特 別 支 援 学 校 費	—	46,749	46,749

13 災害復旧費	5 社会教育費	いしかわ特別支援学校高等部 新校舎整備費	—	46,749	46,749
		有形文化財保存事業費	—	17,236	17,236
		伝統的建造物群保存地区保存事業費	—	12,519	12,519
		伝統的建造物群保存地区保存事業費	—	350	350
		史跡名勝天然記念物保存事業費	—	3,267	3,267
		漆芸技術伝承者養成事業費	—	1,100	1,100
			102,000	99,949,162	100,051,162
		1 農林水産業施設 災害復旧費	—	14,721,681	14,721,681
		5年発生団体営災害復旧費	—	971,211	971,211
		令和6年能登半島地震 農業用施設緊急点検事業費	—	100,000	100,000
令和6年能登半島地震 単海岸及び地すべり災害復旧費	—	290,000	290,000		
令和6年能登半島地震 災害関連緊急治山事業費	—	3,670,000	3,670,000		
令和6年能登半島地震 単治山施設整備事業費	—	160,000	160,000		
林地荒廃防止施設災害復旧事業費	—	14,983	14,983		
4年発生林道災害復旧費	—	641,065	641,065		

5年発生林道災害復旧費	—	266,890	266,890
4年発生県有林道災害復旧費	—	31,758	31,758
5年発生県有林道災害復旧費	—	198,781	198,781
白山白川郷ホワイトロ一 下災害復旧事業費	—	146,500	146,500
5年発生漁港災害復旧費	—	302,685	302,685
県単漁港災害復旧費	—	128,808	128,808
令和6年能登半島地震災害復旧費	—	200,000	200,000
令和6年能登半島地震 緊急県単漁港災害復旧費	—	50,000	50,000
共同利用施設災害復旧事業費	—	4,260,000	4,260,000
令和6年能登半島地震 被災農林漁業者事業再建支援事業費	—	3,289,000	3,289,000
2 土木施設復旧費	80,000	83,154,207	83,234,207
4年発生土木施設災害復旧費	80,000	245,079	325,079
5年発生土木施設災害復旧費	—	5,047,489	5,047,489
令和6年能登半島地震災害復旧費	—	38,860,000	38,860,000
令和6年能登半島地震 国直轄災害復旧事業費負担金	—	10,186,000	10,186,000

令和6年能登半島地震災害関連緊急対策事業費	—	4,810,000	4,810,000
令和6年能登半島地震災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費	—	550,000	550,000
令和6年能登半島地震災害関連緊急対策事業費負担金	—	1,875,000	1,875,000
令和6年能登半島地震農業集落排水施設災害復旧事業費	—	60,000	60,000
5年発生港湾災害復旧費	—	260,000	260,000
令和6年能登半島地震緊急道路補修事業費	—	1,760,000	1,760,000
県単土木災害復旧費	—	140,639	140,639
令和6年能登半島地震被災状況調査費	—	15,000,000	15,000,000
令和6年能登半島地震緊急単河川防災費	—	2,000,000	2,000,000
令和6年能登半島地震緊急土砂災害復旧費	—	1,860,000	1,860,000
令和6年能登半島地震緊急港湾補修事業費	—	500,000	500,000
3 県有施設復旧設置費	22,000	1,963,474	1,985,474
庁舎等災害復旧費	22,000	1,319	23,319
令和6年能登半島地震緊急災害復旧費	—	603,279	603,279
令和6年能登半島地震緊急空港施設直轄災害復旧事業費	—	28,000	28,000

令和6年度教育施設半島復旧地震費	—	104,750	104,750
令和高齢者福祉施設半島復旧地震費	—	2,326	2,326
令障害者支援施設半島復旧地震費	—	110,000	110,000
令県有林地施設半島復旧地震費	—	150,000	150,000
令公園施設半島復旧地震費	—	220,000	220,000
令県営住宅施設半島復旧地震費	—	270,000	270,000
令警察施設半島復旧地震費	—	103,800	103,800
令交通安全施設半島復旧地震費	—	70,000	70,000
令立学6年度災害復旧地震費	—	300,000	300,000
令文化財災害復旧地震費	—	109,800	109,800
令有形文化財緊急保存半島復旧地震費	—	100,000	100,000
合 計	18,609,000	198,661,553	217,270,553

4 教育施設半島復旧地震費

令和 5 年度石川県証紙特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度の石川県証紙特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,426千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,174,952千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算」による。

第 1 表 令和 5 年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,159,525	千円 △ 1,150,271	千円 2,009,254
	1 証紙収入	3,159,525	△ 1,150,271	2,009,254
2 繰越金		1	1,165,697	1,165,698
	1 繰越金	1	1,165,697	1,165,698
歳入合計		3,159,526	15,426	3,174,952

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙管理費		千円 3,159,526	千円 15,426	千円 3,174,952
	1 証紙管理費	3,159,526	15,426	3,174,952
歳出合計		3,159,526	15,426	3,174,952

令和 5 年度石川県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度の石川県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,675,622千円を追加し、歳入歳出それぞれ101,503,205千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算」による。

第 1 表 令和 5 年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		25,386,333	△ 38,527	25,347,806
	1 国庫負担金	17,981,192	69,147	18,050,339
	2 国庫補助金	7,405,141	△ 107,674	7,297,467
3 財産収入		84	△ 13	71
	1 財産運用収入	84	△ 13	71
4 繰入金		6,214,964	2,295,706	8,510,670
	1 繰入金	6,214,964	2,295,706	8,510,670
5 繰越金		1	1,820,182	1,820,183
	1 繰越金	1	1,820,182	1,820,183
6 諸収入		37,291,219	598,274	37,889,493
	1 交付金	37,291,219	48,353	37,339,572
	2 雑収入	—	549,921	549,921
歳 入 合 計		96,827,583	4,675,622	101,503,205

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 96,827,583	千円 4,675,622	千円 101,503,205
	1 国民健康保険費	96,827,583	4,675,622	101,503,205
歳 出 合 計		96,827,583	4,675,622	101,503,205

令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,200千円を減額し、歳入歳出それぞれ118,050千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 貸付金元利収入		千円 77,769	千円 △ 66,628	千円 11,141
	1 貸付金元利収入	77,769	△ 66,628	11,141
3 繰越金		57,031	42,205	99,236
	1 繰越金	57,031	42,205	99,236
4 諸収入		5,200	2,223	7,423
	1 雑収入	5,200	2,223	7,423

歳 入 合 計	140,250	△	22,200	118,050
---------	---------	---	--------	---------

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		140,250	△ 22,200	118,050
	1 母子父子寡婦 福祉資金費	140,250	△ 22,200	118,050
歳 出 合 計		140,250	△ 22,200	118,050

令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計 補正予算(第1号)

令和5年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,280千円を減額し、歳入歳出それぞれ230,205千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 貸付金元利収入		237,692	△ 51,304	186,388
	1 貸付金元利収入	237,692	△ 51,304	186,388
3 繰越金		45,012	△ 21,094	23,918
	1 繰越金	45,012	△ 21,094	23,918
4 諸収入		2,000	17,118	19,118

	1 雑 入	2,000	17,118	19,118
歳 入 合 計		285,485	△ 55,280	230,205

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工労働費		千円 285,485	千円 △ 55,280	千円 230,205
	1 中小企業近代化促進費	285,485	△ 55,280	230,205
歳 出 合 計		285,485	△ 55,280	230,205

令和5年度石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度の石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,216千円を減額し、歳入歳出それぞれ8,180千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 令和5年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,395	千円 △ 1,216	千円 179
	1 繰入金	1,395	△ 1,216	179
2 貸付金元利収入		120	△ 120	—
	1 貸付金元利収入	120	△ 120	—
3 繰越金		74,878	△ 66,878	8,000
	1 繰越金	74,878	△ 66,878	8,000

4 諸 収 入		3	△	2	1
	1 雑 入	3	△	2	1
歳 入 合 計		76,396	△	68,216	8,180

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 76,395	千円 △ 68,216	千円 8,179
	1 林業改善資金費	76,395	△ 68,216	8,179
歳 出 合 計		76,396	△ 68,216	8,180

令和 5 年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,925千円を減額し、歳入歳出それぞれ36千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第 1 表 令和 5 年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金		千円 960	千円 △ 925	千円 35
	1 繰 入 金	960	△ 925	35
2 貸付金元利収入		5,282	△ 5,282	—
	1 貸付金元利収入	5,282	△ 5,282	—

3 繰越金		74,718	△	74,718	—
	1 繰越金	74,718	△	74,718	—
歳入合計		80,961	△	80,925	36

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 80,960	千円 △ 80,925	千円 35
	1 沿岸漁業改善資金費	80,960	△ 80,925	35
歳出合計		80,961	△ 80,925	36

令和5年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)

令和5年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,131,419千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,207,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 令和5年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 24,360,353	千円 3,033,528	千円 27,393,881
	1 収益事業収入	24,360,353	3,033,528	27,393,881
3 財産収入		130,201	12,994	143,195

	1 財 産 運 用 収 入	130,197	12,994	143,191
4 繰 入 金		340,794	114,113	454,907
	1 繰 入 金	340,794	114,113	454,907
5 繰 越 金		1	82,736	82,737
	1 繰 越 金	1	82,736	82,737
6 諸 収 入		1,239,299	△ 111,952	1,127,347
	1 雑 入	1,239,299	△ 111,952	1,127,347
歳 入 合 計		26,075,749	3,131,419	29,207,168

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 営 競 馬 費		26,075,749	3,131,419	29,207,168
	1 公 営 競 馬 費	26,022,343	3,131,419	29,153,762
歳 出 合 計		26,075,749	3,131,419	29,207,168

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 公 営 競 馬 費			183,877
	1 公 営 競 馬 費		183,877
		施 設 整 備 費	183,877
合 計			183,877

令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第4号)

令和5年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,952千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,798,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び料		千円 339,188	千円 △ 17,073	千円 322,115
	1 使用料	339,188	△ 17,073	322,115
2 繰入金		186,833	21,884	208,717
	1 繰入金	186,833	21,884	208,717
3 諸収入		60,933	△ 10,256	50,677
	1 雑収入	60,933	△ 10,256	50,677
4 県債		1,213,000	△ 2,000	1,211,000
	1 県債	1,213,000	△ 2,000	1,211,000
5 繰越金		—	5,493	5,493

	1 繰越金	—	5,493	5,493
歳入合計		1,799,954	△ 1,952	1,798,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,764,954	千円 △ 1,952	千円 1,763,002
	1 管理費	142,189	△ 100	142,089
	2 整備費	593,000	△ 2,000	591,000
	3 公債費	1,029,765	148	1,029,913
歳出合計		1,799,954	△ 1,952	1,798,002

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾整備事業費			千円 110,000
	2 整備費		110,000
		整備費	110,000
2 港湾災害復旧費			336,000
	1 港湾災害復旧費		336,000
		県単港湾災害復旧費	16,000
		令和 6 年能登半島地震 県単港湾災害復旧費	320,000
合 計			446,000

令和 5 年度石川県育英資金特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度の石川県育英資金特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,389千円を減額し、歳入歳出それぞれ159,401千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第 1 表 令和 5 年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 17,010	千円 △ 3,430	千円 13,580
	1 繰 入 金	17,010	△ 3,430	13,580
3 貸付金元利収入		207,137	△ 81,833	125,304

	1 貸付金元利収入	207,137	△	81,833	125,304
6 諸 収 入		12,302	△	1,126	11,176
	1 雑 入	12,302	△	1,126	11,176
歳 入 合 計		245,790	△	86,389	159,401

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 教 育 費		245,790	△	86,389	159,401
	1 育英資金費	245,790	△	86,389	159,401
歳 出 合 計		245,790	△	86,389	159,401

令和5年度石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和5年度の石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,009,102千円を減額し、歳入歳出それぞれ206,677,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 令和5年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰 入 金		84,298,842	△	3,326,102	80,972,740
	1 繰 入 金	84,298,842	△	3,326,102	80,972,740

2 県 債		125,388,000	317,000	125,705,000
	1 県 債	125,388,000	317,000	125,705,000
歳 入	合 計	209,686,842	△ 3,009,102	206,677,740

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		<small>千円</small> 209,686,842	<small>千円</small> △ 3,009,102	<small>千円</small> 206,677,740
	1 公 債 費	209,686,842	△ 3,009,102	206,677,740
歳 出	合 計	209,686,842	△ 3,009,102	206,677,740

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度	額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度	額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度	額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
公債費	125,388,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しを行うに ついて、当該 見直し後の利率)	借入先の融通条件による 償還期限を短縮し、借 入先の都合により、償還 期限を繰上ることができ る。ただし、県財政によ り、償還期限を短縮し、 借入先の都合により、償 還期限を繰上ることがで きる。	普通貸借又は証券発行	125,705,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しを行うに ついて、当該 見直し後の利率)	借入先の融通条件による 償還期限を短縮し、借 入先の都合により、償還 期限を繰上ることができ る。ただし、県財政によ り、償還期限を短縮し、 借入先の都合により、償 還期限を繰上ることがで きる。	普通貸借又は証券発行	125,705,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しを行うに ついて、当該 見直し後の利率)	借入先の融通条件による 償還期限を短縮し、借 入先の都合により、償還 期限を繰上ることができ る。ただし、県財政によ り、償還期限を短縮し、 借入先の都合により、償 還期限を繰上ることがで きる。	
計	125,388,000						125,705,000						125,705,000					

令和5年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)、(3)及び(4)を次のとおり補正する。

(2) 年間延患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	135,248人	3,956人	139,204人
外来患者	251,497人	△ 9,193人	242,304人

(3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	370人	10人	380人
外来患者	1,035人	△ 38人	997人

(4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額	補正予定額	計
医療器械等購入費	2,439,400千円	△ 158,536千円	2,280,864千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	25,733,460千円	△ 288,543千円	25,444,917千円
第1項 医業収益	21,504,459千円	1,523,093千円	23,027,552千円
第2項 医業外収益	1,722,080千円	108,175千円	1,830,255千円
第3項 特別利益	2,506,921千円	△ 1,919,811千円	587,110千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	25,344,027千円	377,922千円	25,721,949千円
第1項 医業費用	25,018,489千円	△ 347,731千円	24,670,758千円
第2項 医業外費用	325,518千円	589,699千円	915,217千円
第3項 特別損失	20千円	135,954千円	135,974千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,144,600千円」を「1,150,368千円」に、「1,137,432千円」を「1,143,666千円」に、「7,168千円」を「6,702千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	3,642,023千円	△ 172,048千円	3,469,975千円
第1項 企業債	2,425,000千円	△ 187,000千円	2,238,000千円
第2項 他会計負担金	1,214,613千円	14,952千円	1,229,565千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	4,786,623千円	△ 166,280千円	4,620,343千円
第1項 病院建設改良費	2,439,400千円	△ 158,536千円	2,280,864千円
第2項 企業債償還金	2,347,223千円	△ 7,744千円	2,339,479千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「2,425,000」を「2,238,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「10,549,698千円」を「10,332,741千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「174,315千円」を「185,101千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「9,021,340千円」を「9,473,901千円」に改める。

令和5年度石川県立こころの病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県立こころの病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度石川県立こころの病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)、(3)及び(4)を次のとおり補正する。

(2) 年間延患者数

区 分	既決予定数		補正予定数	計
入院患者	123,954人	△	461人	123,493人
外来患者	29,123人		1,563人	30,686人

(3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数		補正予定数	計
入院患者	339人	△	2人	337人
外来患者	120人		6人	126人

(4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額		補正予定額	計
管理診療棟整備費	401,000千円	△	33,275千円	367,725千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 病院事業収益	3,444,778千円		23,548千円	3,468,326千円
第1項 医業収益	2,357,795千円		28,822千円	2,386,617千円
第2項 医業外収益	1,086,973千円	△	5,324千円	1,081,649千円
第3項 特別利益	10千円		50千円	60千円

支 出

科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 病院事業費用	3,395,899千円		64,111千円	3,460,010千円
第1項 医業費用	3,316,355千円		68,549千円	3,384,904千円
第2項 医業外費用	68,786千円	△	90千円	68,696千円
第3項 特別損失	10,758千円	△	4,348千円	6,410千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「191,856千円」を「193,831千円」に、「191,009千円」を「193,045千円」に、「847千円」を「786千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 資本的収入	657,011千円	△	36,748千円	620,263千円
第1項 企業債	466,000千円	△	36,000千円	430,000千円
第2項 他会計負担金	191,001千円	△	748千円	190,253千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資 本 的 支 出	848,867千円	△ 34,773千円	814,094千円
第1項 病院建設改良費	466,214千円	△ 33,275千円	432,939千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	382,653千円	△ 1,498千円	381,155千円

第5条 予算第6条の表中「65,000」を「63,000」に、「401,000」を「367,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「2,309,635千円」を「2,334,744千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「34,104千円」を「48,398千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「368,356千円」を「390,342千円」に改める。

令和5年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度石川県港湾土地造成事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(1)及び(2)を次のとおり補正する。

(1) 土 地 売 却

地 区 名	既決予定量	補正予定量	計
大田工業用地	1,000m ²	△ 1,000m ²	—

(2) 土 地 貸 付

地 区 名	既決予定量	補正予定量	計
大浜用地	49m ²	989m ²	1,038m ²
大田工業用地	1,563m ²	2,100m ²	3,663m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業収益	12,727千円	△ 9,628千円	3,099千円

第1項 営業収益	10,000千円	△ 10,000千円	—
第2項 営業外収益	2,727千円	372千円	3,099千円
支出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業費用	8,385千円	3,719千円	12,104千円
第1項 営業費用	8,375千円	3,520千円	11,895千円
第2項 営業外費用	10千円	199千円	209千円

令和5年度石川県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県流域下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度石川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)、(3)及び(4)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総処理水量	31,994,000m ³	△ 5,972,000m ³	26,022,000m ³
(3) 1日平均処理水量	87,415m ³	△ 16,317m ³	71,098m ³
区 分	既決予定額	補正予定額	計
(4) 主要な建設改良事業			
流域下水道建設事業費	3,625,933千円	△ 418,301千円	3,207,632千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 流域下水道事業収益	3,671,183千円	10,874千円	3,682,057千円
第2項 営業外収益	1,874,287千円	10,874千円	1,885,161千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 流域下水道事業費用	3,497,551千円	△ 967千円	3,496,584千円
第1項 営業費用	3,358,329千円	6,407千円	3,364,736千円
第2項 営業外費用	139,222千円	△ 7,374千円	131,848千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「521,135千円」を「521,977千円」に、「271,850千円」を「269,119千円」に、「13,865千円」を「17,438千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資 本 的 収 入	1,365,000千円	△ 419,195千円	945,805千円
第1項 企 業 債	317,000千円	△ 104,000千円	213,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	794,500千円	△ 246,088千円	548,412千円
第3項 建 設 負 担 金	252,750千円	△ 70,056千円	182,694千円
第4項 他 会 計 補 助 金	750千円	949千円	1,699千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資 本 的 支 出	1,886,135千円	△ 418,353千円	1,467,782千円
第1項 建 設 改 良 費	1,369,933千円	△ 418,301千円	951,632千円
第2項 企 業 債 償 還 金	516,202千円	△ 52千円	516,150千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「317,000」を「213,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「75,468千円」を「80,878千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「258,103千円」を「266,312千円」に改める。

令和5年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)及び(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間有収水量	53,405,340 ^m ₃	100,988 ^m ₃	53,506,328 ^m ₃

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
固定資産改良費	782,376千円	△ 194,968千円	587,408千円
(収益的収入及び支出)			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道用水供給事業収益	6,217,994千円	106,778千円	6,324,772千円
第1項 営業収益	5,845,947千円	5,514千円	5,851,461千円
第2項 営業外収益	372,047千円	101,264千円	473,311千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道用水供給事業費用	5,639,927千円	△ 27,623千円	5,612,304千円
第1項 営業費用	5,593,660千円	△ 25,471千円	5,568,189千円
第2項 営業外費用	46,267千円	△ 2,152千円	44,115千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,624,620千円」を「2,623,356千円」に、「2,041,314千円及び」を「1,129,530千円、当年度分損益勘定留保資金704,947千円、」に、「583,306千円」を「694,673千円及び減債積立金94,206千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,429,000千円	△ 196,000千円	4,233,000千円
第1項 企業債	4,429,000千円	△ 196,000千円	4,233,000千円
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	7,053,620千円	△ 197,264千円	6,856,356千円
第1項 建設改良費	4,429,376千円	△ 194,968千円	4,234,408千円
第2項 企業債償還金	2,618,244千円	△ 2,296千円	2,615,948千円
(企業債)			

第5条 予算第6条の表中「389,000」を「193,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「410,147千円」を「485,659千円」に改める。

令和5年度石川県一般会計補正予算(第7号)

令和5年度の石川県一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ846,927,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の変更及び追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 222,325,861	千円 1,145,000	千円 223,470,861
	2 国庫補助金	93,414,514	1,145,000	94,559,514
15 県 債		132,505,000	910,000	133,415,000
	1 県 債	132,505,000	910,000	133,415,000
歳 入 合 計		844,872,288	2,055,000	846,927,288

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 生活環境費		千円 2,996,650	千円 835,000	千円 3,831,650
	1 生活環境費	2,996,650	835,000	3,831,650

13 災害復旧費		104,385,285	1,220,000	105,605,285
	1 農林水産業施設 災害復旧費	15,502,676	390,000	15,892,676
	2 土木施設災害復旧費	86,416,845	830,000	87,246,845
歳 出	合 計	844,872,288	2,055,000	846,927,288

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
漁港災害復旧事業費	391,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えは繰上償還又は借換えることができる。	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	471,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えは繰上償還又は借換えることができる。	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	2,789,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えは繰上償還又は借換えることができる。	471,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えは繰上償還又は借換えることができる。	
港湾災害復旧費	1,959,000						1,959,000					2,789,000					2,789,000				
計	132,505,000						133,415,000					133,415,000					133,415,000				

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費		100,051,162	390,000	100,441,162
			14,721,681	390,000	15,111,681
		令和6年能登半島地震災害復旧費	200,000	160,000	360,000
		令和6年能登半島地震災害復旧費	-	210,000	210,000
		令和6年能登半島地震緊急流木除去費	-	20,000	20,000
合		計	217,270,553	390,000	217,660,553

令和 5 年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 5 号)

令和 5 年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ5,018,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 地方自治法第213条第 1 項の規定による繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 令和 5 年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 208,717	千円 830,000	千円 1,038,717
	1 繰 入 金	208,717	830,000	1,038,717
4 県 債		1,531,000	510,000	2,041,000
	1 県 債	1,531,000	510,000	2,041,000
6 国 庫 支 出 金		—	1,560,000	1,560,000
	1 国 庫 補 助 金	—	1,560,000	1,560,000
歳 入 合 計		2,118,002	2,900,000	5,018,002

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 港湾災害復旧費		<small>千円</small> 355,000	<small>千円</small> 2,900,000	<small>千円</small> 3,255,000
	1 港湾災害復旧費	355,000	2,900,000	3,255,000
歳 出	合 計	2,118,002	2,900,000	5,018,002

